

環境文明社会づくり あれこれ(34)

源流(34)

環境大気中のCO₂濃度を国設観測所の2カ所程度で測定を開始すべしとした予算案は、所管の法令と予算を統括する局の企画課長のところで止まってしまった。なぜ止めたかの理由を今思い出すと、①CO₂は大気汚染防止法が定める大気汚染物質ではなく、国設の施設で測定すべきではない、②仮に測ったとして、そのデータを何に使うのか、何の役に立つのかが不明、の二つであったように思う。

この指摘は、さすが企画課長ならではのものである。何故なら、大気汚染防止法の主たる目的は、人の健康を保護し、生活環境を保全することと定められている。その観点から該当する物質は、工場、事業場から排出されるSO_x、ばいじん、それと有害物質であるNO_x、カドミウムなどのほか、自動車排出ガスに含まれる一酸化炭素、炭化水素、鉛などと規定されており、当時はCO₂は人の健康や生活環境に悪さをするとはい考えられていなかったからである。

一方、私の方は、ハワイでのキーリング博士の測定によ

ればCO₂濃度は上昇し続けており、将来、何らかの悪さをするかもしれない(当時一般には「地球温暖化」の言葉も概念もない)ので、今のうちから国設観測所で監視を始めるべきというものであった。つまり今風に言えば、法令主義か予防原則かの対立ということなのかもしれない。

企画課長と規制課長の見解が違うので、この決着は局長のところへ持ち込まれ、局長も苦心したかもしれないが、結論は極めて明快で「足して2で割る」もの。つまり測定は1カ所に絞り、しかも測定を開始することは担当者だけに限り外部に公表しないという、当時の永田町・霞が関界隈では多用されていた(今も?)“知恵”であり、私も企画課長も、この裁定に従った。これにより、環境大気中のCO₂濃度は、都市部にある観測点1カ所で観測されるようになった。

この時点では、大気観測を巡る小さなエピソードで終わってしまったが、90年代以降、気候の温暖化が本格化し、行政も真剣に取り上げるようになると、CO₂が大気汚染物質であるかどうかは対策手法にもかわる問題として法的

加藤 三郎

位置づけが注目されるようになった。例えばオランダでは、CO₂は大気汚染物質との認識の下、早くも89年11月に「大気汚染と気候変動」をテーマに、環境担当大臣の国際会議を開催している。一方アメリカでは、政権が変わるごとに規制権限にからめて議論が繰り返されているが、2年前の6月の最高裁の判決では、発電所の炭素排出の規制は許容されるが、発電方式を変更させる包括的権限は大気浄化法を所管する環境保護庁(EPA)にはないと判断している。

日本では、CO₂は大気汚染物質という認識は私の知る限りない。従って、化石燃料や原子力エネルギー政策を所管する経産省が一部の「有識者」や国会議員と組んで気候変動対策も主導しており、環境省はそのお手伝いをしている役回りに留まっているように私には見える。安倍政権以来の経済最優先政策の結果であり、菅義偉内閣時代には一時的に気候政策のリード役を環境省に戻した気配があったが、現岸田政権では元の木阿弥に戻った感が深い。

